

決算審査特別委員会記録（初会合）

日 時	令和2年 9月10日（木） 午後3時51分～午後4時14分
場 所	第5・第6委員会室
出席委員	◎橋口 幸生 ○阿比留義顯 日下みや子 小松 幸子 桜田慎太郎 佐藤 浩 鈴木 清丞 浜田智香子 林 紗絵子 村越 誠 渡部 和子
委員外出席者	なし
欠席議員	福元 愛
説明のため出席した者	なし

○

午後 3時51分着席

○事務局 お集まりいただきましてありがとうございます。まず、当決算審査特別委員会の担当書記を紹介させていただきます。私、藤村と白井が務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

ただいまから委員長の互選を行っていただくわけですが、委員長が選挙されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。出席委員中、日下委員さんが最年長でありますので、御紹介いたします。日下委員さん、よろしくお願ひいたします。

○臨時委員長 それでは、開会に先立ちまして御報告がございます。福元愛委員から本日欠席する旨の連絡がありましたので、御承知おき願ひます。

○

午後 3時51分開会

○臨時委員長 ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

○臨時委員長 直ちに委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は、指名推選、投票のいずれの方法により行いますか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長 それでは、投票により委員長の互選を行います。

ただいまの出席委員数は11名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時委員長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時委員長 いいですかね。異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願ひます。

〔投票〕

○臨時委員長 投票漏れはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長 それでは、投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

立会人は、先例により2名とし、私から指名いたします。

両サイドの佐藤委員と、それから桜田委員、願ひします。

〔開票〕

○臨時委員長 それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの出席委員数に符合いたしております。

そのうち有効投票が11票

無効投票がゼロ票

有効投票中

橋口幸生君 7票

渡部和子さん 4票

以上のおりであります。

よって、最多数を得ました橋口幸生君が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました橋口幸生君に就任の御挨拶をお願いいたします。

○橋口 ただいま皆様から御推挙いただきまして、決算審査特別委員会委員長の重任を拝することになりました。決算審査特別委員会、皆様の御協力をいただきまして、スムーズな委員会運営を行わせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○臨時委員長 それでは、委員長と交代いたします。お願いします。

○委員長 これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は、指名推選、投票のいずれの方法により行いますか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、投票により副委員長の互選を行います。

ただいまの出席委員数は11名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○委員長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○委員長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

〔投票〕

○委員長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

立会人は、先例により2名とし、私から、桜田委員、佐藤委員、お願いします。

〔開 票〕

○委員長 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの出席委員数に符合いたしております。

うち有効投票 11票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

阿比留義顯君 7票

日下みや子さん 4票

以上のとおりであります。

よって、最多数を得ました阿比留義顯君が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました阿比留義顯君に就任の御挨拶をお願いいたします。

○阿比留 委員長を補佐し円滑な委員会運営に努めますので、皆様の御協力よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、審査の日程と方法等について御協議願います。

事務局で案を作成しておりますので、説明いたさせます。

○事務局 それでは、お手元に配付いたしました審査日程・方法案を御覧ください。あくまでも昨年までの先例に倣って、協議する上でのたたき台として作成したものでありますので、御了承ください。この日程案は、事前に委員の皆様にお渡ししたところですが、1日当たり1委員会とし、今定例会の会期やその他諸般の日程等を考慮した案となっております。12月定例会は、招集日が11月27日金曜日の予定となっておりますので、この点についても御承知おき願います。

なお、審査いただく委員会の順番ですが、教育民生委員会と建設経済委員会の順番が逆な案を提出させていただいております。これは、教育長が公務のため、10月27日から10月30日の間、委員会には出席できないことから、審査をより円滑に行っていただくため、教育長が出席できる日を教育民生委員会の開催予定日とさせていただきます。

続いて、審査方法ですが、先例では会派ごとのローテーションによる一問一答方式とされており、各委員会及び総括審査は、午後1時から午後5時まで、1人当たり1委員会20分の持ち時間となっております。4委員会と総括審査を合わせますと、単純計算で1人100分の持ち時間となります。

なお、昨年度の委員会の開催時間につきましては、委員会での協議により、午前10時から開催しております。

次に、資料要求についてですが、毎回膨大な量となっておりますので、紙の節約の面からも、資料は要求された委員さんだけに配付することとし、その他の委員の方には、事務局に備えつけのものを御覧いただく例年の形態で御協力いただければと思います。

また、質疑内容の聞き取りにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力質疑要旨の原稿を配付し、対面での聞き取りはしないこと、あるいは聞き取りは、電話やズームで行うように御協力いただきますようお願いいたします。また、どうしても対面で聞き取りをする場合には、委員会室等を利用いただき、広い空間で聞き取りを行うこと、執行部職員は順番待ちを避けることを徹底するよう、執行部に要請したいと考えております。

なお、質疑通告の配付以降、委員会の開催順に聞き取りができるよう、事務局のほうで聞き取り順番表を控室前に貼らせていただきます。

御留意いただきたい点といたしまして、聞き取り内容によっては所管委員会の変更が生じる場合も考えられます。仮に総務委員会が終わってしまった後に聞き取りをし、総務委員会所管へ変更となりました場合、その項目の御質問ができなくなることもございます。そのため聞き取りにつきましては、総務委員会所管分が行われる前日、お示ししている案ですと、10月20日火曜日までに全委員会分の聞き取りを終えるよう御協力いただければと存じます。

なお、資料提供依頼、質疑通告の用紙は、後日控室のほうに配付いたします。紙媒体ではなくデータ様式が必要な方は、事務局までお申しつけください。以上、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたが、審査日程・方法について御協議願います。まず、日程についてはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、この日程案のとおり決めます。

○委員長 次に、審査方法ですが、いかがいたしましょうか。時間等ですね。

○渡部 やはり十分にそのチェック機能を果たすためにも、基本的には時間制限というのを私は設けるべきではないというふうに考えます。ただ、いろんな、こういう時期ということもあり、今までの20分ってやはり非常に少ないなというふうに、自分自身も決算審査をやって感じています。ですから、ここはちょっと妥協案で30分、午前10時から始めて30分の時間ということで、もし合意できれば時間を延長していただきたいなというふうに思います。

○委員長 ほかにございませんか。阿比留委員。

○阿比留 コロナ関係で3密を避けるようにということが言われておりまして、委員で感染すると、議案審査、議案の採決等にも大きく影響いたしますので、なるべく時間を短縮していったほうがいいというふうに思っております。例年の20分よりやや少なめの15分程度でいかがかなと。それで、換気を十分に取るなどの対応をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、時間は、昼食を挟むとまた密の関係になってしまいますので、午後からが好ましいというふうに思っております。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

○鈴木 昨年初めて決算委員会出させていただきまして質問させていただきましたが、ちょっとやっぱり20分では足りないというのが、受け取ったのが去年であります。ですので、20分より少なくとも拡大していただきたいというのが希望であります。

○委員長 ほかにございませんか。

○村越 一般の質問とこの決算のほうの質問は違うんじゃないかというところもありまして、コロナのこの状態を考えたときに、本会議のほうも時間的な、または健康面を留意して行っているの、やはり15分という形で持っていったほうがいいんじゃないかなというように思います。

○委員長 ほかにございませんか。日下さん。

○日下 本会議もそうなんですけど、かなり本会議でも密を避けるように体制を取っていますよね。で、一般の社会と違って、議会というのはもう言論の府なわけですよ。しかも、こういうコロナっていう問題があって、今日もほとんどコロナの問題に集中しましたけれども、本当はコロナ以外のこともたくさんあるわけなんですよね。そういう中で時間制限されますと、本当に市民の声を反映させることができないわけなんです。今15分って提案されたけど、15分と20分でどう違うんですか。5分少なくしたら感染が抑制できるの。そんなことないと思いますよ。大体30分だって、あれだけの膨大な量ね、議論するっていうのはもう本当に至難の業で、私たちの任務は、チェックするのが私たちの任務ですので、私は30分でも短いと思っているぐらいなんです。本当に、これまで何回かやりましたけど、苦勞しますよ。かつては制限なしでやっていた時代もあるわけですよ。もちろんこういう情勢ですから、制限なしというふうに私も主張しませんが、15分なんてとんでもないと思いますよ。これももう恥ずかしい、そんなことしたら。私もせめて30分を主張します。

○委員長 ほかに。林委員。

○林 皆さんも市民と会話をすることがよくあると思いますけれど、6月議会から、市民から議員はこれ以上サボるなという声を私もいただいております。決算審査の膨大な量を僅か20分で収めることはできませんし、私も30分を主張したいと思えます。

○委員長 ほかにございませんか。

○渡部 2回目ですみません。

○委員長 どうぞ、渡部委員。

○渡部 確かに6月議会は、どこもいろんな混乱があって時間短縮したところあります。流山も一般質問を中止してしまいました。だけど、9月からもう通常どおり戻っているんですね。それはやはり感染症の対策を取っているからです。だから、やっぱり十分に感染症拡大を防止する対策を取って、その上で市民の期待に負託に応えるのが議会としての役割で、通常の勤務だって別に短くなっているわけじゃない。職員の人だって、通常8時半からちゃんと夕方まで仕事しているわけですよ。

議員もそれにふさわしく、議員の立場にふさわしくしっかりと議論することが、議員としての役目、仕事だと思いますので、15分などはとんでもない話だと思います。

○委員長 どうでしょうか、それぞれ意見も出尽くしたかなって、私としては思うんですけども、意見が分かれているため、これはもう挙手による多数で決したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、2つに分かれていますので、1人当たりの持ち時間を15分で、午後1時から審査を行うことに賛成の方の挙手を……（「ちょっと待って。幾つを採るのですか、何と何と何を採るの」と呼ぶ者あり）1人30分ですね、今言われているのは。その後、僕が言っていきますよ。初めに、これから審査しますから。その後、僕のほうから、皆さんが言う30分というのもお話しさせていただきますけども、まずどうなるか、まず見ていてください。（「何をあれする、決める……」と呼ぶ者あり）時間、だから今言った時間と、午後1時からか午前中からか。先ほどお話だと午前10時から30分というお話と、こちら側は15分で午後1時からって、この2つなんです。それをどちらかを採るといふ、決を採るんです。（「15分か30分かということね」と呼ぶ者あり）御了解ですか。

では、決を採ります。15分で午後1時から審査を行うことに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、さよう決しました。（私語する者あり）1、2、3、4、5、6。1、2、3、4。6、4。（「今5人じゃなかった、賛成者」「5、5です」と呼ぶ者あり）もう一回手挙げて。（「1、2、3、4、5」と呼ぶ者あり）俺の目の狂いかな。（「6名」「小さく挙げていたんで見えませんでした」と呼ぶ者あり）了解。俺が見ているから。ちゃんと聞いて。

○委員長 以上で本日の決算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 4時14分散会